

## 第15期 決算公告

東京都千代田区麹町二丁目1番4号  
日立キャピタル損害保険株式会社  
代表取締役 佐藤 良治

### 平成20年度（平成21年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現金及び預貯金	1,279	保険契約準備金	5,058
現 金	( 0 )	支 払 備 金	( 3,330 )
預 貯 金	( 1,279 )	責 任 準 備 金	( 1,727 )
有 価 証 券	6,729	そ の 他 負 債	224
国 債	( 6,612 )	共 同 保 險 借	( 15 )
社 債	( 117 )	再 保 險 借	( 15 )
有 形 固 定 資 産	31	未 払 法 人 税 等	( 14 )
建 物	( 8 )	未 払 金	( 69 )
その他の有形固定資産	( 22 )	仮 受 金	( 108 )
無 形 固 定 資 産	9	退 職 給 付 引 当 金	43
ソ フ ト ウ エ ア	( 9 )	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28
その他の無形固定資産	( 0 )	賞 与 引 当 金	24
そ の 他 資 産	319	特 別 法 上 の 準 備 金	4
未 収 保 險 料	( 17 )	価 格 変 動 準 備 金	( 4 )
代 理 店 貸	( 82 )	繰 延 税 金 負 債	5
共 同 保 險 貸	( 5 )		
再 保 險 貸	( 2 )	負債の部 合計	5,389
未 収 金	( 83 )	（ 純 資 産 の 部 ）	
未 収 収 益	( 2 )	資 本 金	6,200
預 託 金	( 55 )	資 本 剰 余 金	1,600
地 震 保 險 預 託 金	( 4 )	資 本 準 備 金	( 1,600 )
そ の 他 の 仮 払 金	( 65 )	利 益 剰 余 金	△ 4,829
貸 倒 引 当 金	△ 1	そ の 他 利 益 剰 余 金	( △ 4,829 )
		繰 越 利 益 剰 余 金	(( △ 4,829 ))
		株 主 資 本 合 計	2,970
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	9
		純資産の部 合計	2,980
資産の部 合計	8,369	負債及び純資産の部合計	8,369

[貸借対照表の注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。
  - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
  - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。  
なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法により行っております。
  - (3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
2. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。
3. 無形固定資産の減価償却は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。  
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。  
また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理しております。
7. 役員の退職慰労引当金の計上方法は、取締役会の決議に基づき内規を定め、退職慰労金支給見込額を引当計上しております。  
平成20年4月16日開催の取締役会及び同4月25日に行なわれた監査役協議において、平成20年3月31日付をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決定いたしました。廃止時の要支給額については、取締役会等の決議に基づき、役員の退任時に支給することとしております。
8. 賞与引当金の計上方法は、従業員賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に計上しております。
9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
10. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。  
(会計方針の変更)  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(所有権移転外ファイナンス・リース取引)について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以降

の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。これによる経常利益および税引前当期純利益への影響はありません。

12. 前期において、保険業法施行規則第70条第3項に基づき追加して積み立てた責任準備金については、取り崩したため、当期末において、積み立てている額はありません。

13. 有形固定資産の減価償却累計額は、99百万円であります。

14. 退職給付に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△110 百万円
年金資産	59 百万円
未積立退職給付債務	△51 百万円
未認識数理計算上の差異	△15 百万円
貸借対照表計上額の純額	△36 百万円
前払年金費用	7 百万円
退職給付引当金	△43 百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	
退職一時金	2.1%
企業年金基金	2.5%
期待運用収益率	3.0%
数理計算上の差異の処理年数	19.4年

(会計方針の変更)

「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)が、平成21年3月31日以前に開始する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当期より同会計基準を適用しております。なお、数理計算上の差異を翌期から費用処理しているため、これによる当期の経常利益及び、税引前当期純利益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は僅少であります。

15. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	3,330 百万円
上記に係る出再支払備金	0 百万円
差引(イ)	3,330 百万円
地震保険に係る支払備金(ロ)	－ 百万円
計 (イ)+(ロ)	3,330 百万円

16. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	3,253 百万円
上記に係る出再責任準備金	2,096 百万円
差引(イ)	1,156 百万円
その他責任準備金(ロ)	570 百万円
計 (イ)+(ロ)	1,727 百万円

17. 関係会社との金銭債権は、36百万円、金銭債務は12百万円であります。

18. 1株当たりの純資産額は、19,103円48銭であります。

19. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

平成20年度

自 平成20年4月 1日  
至 平成21年3月31日

## 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,663
保険引受収益	3,592
正味収入保険料	3,418
積立保険料等運用益	0
責任準備金戻入額	173
資産運用収益	41
利息及び配当金収入	39
有価証券償還益	2
積立保険料等運用益振替	△ 0
その他経常収益	30
その他の経常収益	30
経常費用	3,247
保険引受費用	2,106
正味支払保険金	1,006
損害調査費	137
諸手数料及び集金費	551
支払準備金繰入額	411
為替差損	0
資産運用費用	0
有価証券償還損	0
営業費及び一般管理費	1,132
その他経常費用	8
支払利息	1
貸倒引当金繰入額	0
その他の経常費用	6
経常利益	415
特別利益	3
その他の特別利益	3
特別損失	119
減損損失	118
価格変動準備金繰入額	1
税引前当期純利益	299
法人税及び住民税	3
当期純利益	295

[損益計算書の注記]

1. 関係会社との取引による収益総額は、734百万円、費用総額は、429百万円であります。

2. ①正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	3,543	百万円
支払再保険料	125	百万円
差引	3,418	百万円

②正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	1,043	百万円
回収再保険金	37	百万円
差引	1,006	百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	592	百万円
出再保険手数料	40	百万円
差引	551	百万円

④支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	71	百万円
同上にかかる出再支払備金	△ 339	百万円
差引(イ)	411	百万円
地震保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	—	百万円
計(イ)+(ロ)	411	百万円

⑤責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△ 132	百万円
同上にかかる出再責任準備金	117	百万円
差引(イ)	△ 250	百万円
その他責任準備金繰入額(ロ)	76	百万円
計(イ)+(ロ)	△ 173	百万円

⑥利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	3	百万円
有価証券利息	35	百万円
計	39	百万円

3. 当期における法定実効税率は、36.21%であります。

4. 1株当たりの当期純利益は、1,896円07銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 関連当事者との取引に関する主な事項は、次のとおりであります。

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	期末残高(百万円)
親会社	日立キャピタル株式会社	東京都港区	9,983	ファイナンス事業	被所有 直接 79.4%	当社保険の販売役員の兼任	信用保険取引	正味収入保険料 668 正味支払保険金 146	未収保険料 16

(注) 1.取引金額に消費税等は含まれておりません。

2.取引条件ないし取引条件の決定方針

信用保険取引については、一般の取引と同様の条件をもって決定しております。

6. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

(ご参考)

## 当社のソルベンシー・マージン比率について

(単位: 百万円、%)

	平成20年度 (平成21年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	3,556
資本金又は基金等(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く)	2,970
価格変動準備金	4
危険準備金	0
異常危険準備金	567
一般貸倒引当金	0
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)×90%(評価損の場合は100%)	13
土地の含み損益×85%(評価損の場合は100%)	—
払戻積立金超過額	—
負債性資本調達手段等	—
意図的保有による控除額	—
その他	—
(B) リスクの合計額	393
$\sqrt{[(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2]}+R_5+R_6$	
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	338
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	0
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	97
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	13
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	27
(C) ソルベンシー・マージン比率	1,808.3
$[(A) \div \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、「資本金又は基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を控除した額となっております。

### <ソルベンシー・マージン比率>

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額: 上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険(「一般保険リスク」…上表のR<sub>1</sub>、「第三分野保険の保険リスク」…上表のR<sub>2</sub>)  
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
  - ② 予定利率上の危険(「予定利率リスク」…上表のR<sub>3</sub>)  
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③ 資産運用上の危険(「資産運用リスク」…上表のR<sub>4</sub>)  
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ④ 経営管理上の危険(「経営管理リスク」…上表のR<sub>5</sub>)  
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び下記⑤以外のもの
  - ⑤ 巨大災害に係る危険(「巨大災害リスク」…上表のR<sub>6</sub>)  
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・ 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。